



発行 新潟県

第 54 号

平成26年7月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1100 鳥獣保護区の存続期間更新（環境企画課）
- 1101 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1102 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1103 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1104 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
- 1105 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定病院の認定（障害福祉課）
- 1106 保安林の指定予定（治山課）
- 1107 保安林の指定予定（治山課）
- 1108 保安林の指定予定（治山課）
- 1109 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1110 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

病院局管理規程

- 7 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1100号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、山北、瀬波、鷹の巣、三面、胎内、山ノ相川、伊達原、月不見の池、妙高山、大池、高田城跡、粟島、お幕場、新田観音山、御嶽山、春日山、柏崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 山北鳥獣保護区

(1) 区域

村上市勝木地内の二級河川勝木川右岸の河口を起点とし、海岸線を北に進み山形県との県界に至る。同県界を南東に約4キロメートル進み、標高358メートルの頂上に至る。ここから法妙沢を下り法妙川に沿ってJR羽越本線に至り同線を南に進み府屋駅に至る。同駅から県道山熊田府屋停車場線を南に進み、市道府屋1

号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道府屋勝木線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、勝木地内の市道勝木1号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み国道7号の交点を直進し県道勝木停車場線に至る。ここから同県道を勝木駅前から左折し市道勝木2号線、市道勝木1号線を南に進み勝木川に至る。ここから同川右岸を下流に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は森林、海岸段丘、岩礁海岸、砂浜など変化に富んでおり、ヤマドリ、ウミネコの繁殖があり、野生鳥獣のすぐれた生息地であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 瀬波鳥獣保護区

(1) 区域

村上市瀬波地内の三面川河口左岸を起点とし、同川左岸に沿って上流に進み、瀬波橋に至る。ここから国道345号を南に進み、県道瀬波温泉線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、瀬波温泉地内で国道345号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、市道松山線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、県道岩船港線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、県道村上神林線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道堀片羽黒口線との交点に至る。ここから臥牛山の西側を耕地界に沿って北東に進み、同山東側に回り、さらに耕地界に沿って南西に進み、市道牛沢線に至る。ここから同市道を北西に進み、県道村上神林線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、神林村界に至る。ここから同村界に沿って西に進み、県道岩船港線に至る。ここから同県道を南西に進み、岩船三日市地内の石船神社前の県道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を瀬波温泉に向かって進み、臨港道路岩船港線との交点に至る。この交点を西に進み海岸線に至る。ここから海岸線を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、低山帯ブナ林や混合林、砂丘地の防風林や低木林帯を含み、オオルリ、メジロをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 鷹の巣鳥獣保護区

(1) 区域

岩船郡関川村所在国有林野1403林班中い小班、1404林班中い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、イ1、イ2、イ3の各小班の区域。並びに関川村上関地内の大石川と荒川の合流点を起点とし、ここから荒川左岸に沿って上流に進み、鷹の巣歩道橋（通称鷹の巣つり橋）に至る。ここから同橋を渡り、荒川右岸に至る。ここから国有林野1402・1403・1404・1405・1406の各林班と私有地との境界をおおむね東に進み、同村八ッ口地内で下ノ沢に至る。ここから下ノ沢左岸に沿って下流に進み、国道113号の下ノ沢橋に至る。ここから同国道を南東に進み、金丸大橋に至る。ここから荒川右岸に沿って上流に進み、新潟県と山形県との県境に至る。ここから同県境を南に進み、国道113号に至る。ここから同国道を西に進み、同村金丸地内で同国道を北に進み、金丸大橋に至る。ここから稜線に沿って南西に進み、蛇崩山（530.4メートル）に至る。ここから稜線に沿って西に進み、荒谷沢に至る。ここから稜線に沿って南西に進み、若撫山（517メートル）に至る。ここから稜線に沿って西に進み、標高点（180.8メートル）を経て通称花見山に至る。ここから稜線に沿って南に進み、沼川に至り、同川左岸に沿って下流に進み、小綱木川との合流点に至る。ここから同川を上流に進

み、榎峠道路との交点に至る。ここから同道路を榎峠を経て西に進み、同村大内淵地内で国道113号との交点に至る。ここから同国道を西に進み、鷹の巣隧道を経て、新川口橋東詰に至る。ここから大石川右岸に沿って下流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は関川村の中央部から荒川に沿って県境までの地域であり、落葉広葉樹林帯で、キビタキ、オオルリ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、公園などがあり、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 三面鳥獣保護区

(1) 区域

村上市岩崩地内の三面橋東の三面川右岸の地点を起点とし、ここから稜線を北に進み288メートル、538.6メートル、534メートルの各標高点を経て640.2メートルの三角点に至る。ここから稜線を東に進み標高点(616メートル)・鹿森山(835.6メートル)を経て岩井沢出合いに至る。ここから稜線を経て北東に進み標高点(376メートル)を経て円吾山(771.4メートル)に至る。ここから国有林野1161林班と私有地との境界となっている稜線を南に進み猿田発電所に至る。ここから国有林野1060林班と1061林班との林班界となっている稜線を南に進み、さらに国有林野の1055から1058の各林班と私有地との境界を南から西、さらに北に進み三角点(571.0メートル)を経て三面貯水池左岸に至る。ここから同左岸を下流に進み三面ダム堰堤に至り、同ダム堰堤を渡り三面川右岸を下流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、三面貯水池周辺の標高400メートル以下の地域に自然低木(主としてカスミザクラ、コナラ)群落、これより標高の高い地域にブナ、ミズナラの群落など、林相の変化に富む地域であり、クマタカやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 胎内鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市所在国有林下越森林計画区内26、27、28、29、30、31、32、35、36、37、38、39の各林班の区域並びに胎内川ダム貯水池の水面全域及び胎内第一ダム貯水池の水面のうち、国有林野の33林班と32林班との林班界がこの貯水池と交わる地点と33林班と35林班との林班界がこの貯水池と交わる地点との結ぶ線から下流の水面とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ニホンザルなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 山ノ相川鳥獣保護区

(1) 区域

長岡市川口山ノ相川地内の県道山ノ相川下条（停）線新相川橋と主要地方道小千谷大和線との交点を起点とし、同主要地方道を東に進み、南魚沼市との境界線に至る。ここから同境界線を南西に進み、十日町市との境界線に至る。ここから十日町市と長岡市の境界線を北に進み、県道山ノ相川下条（停）線に至る。ここから同県道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、かつて集落が近くにあったことから、人為的に植林されたスギとブナ、ナラなどの落葉広葉樹林による混合林など林相の変化に富む位置であり、アシやヨシが茂りやすい休耕田や沢などが融合し、多様な自然環境を持つ里山となっている。また、集落移転後に、サンコウチョウ、ウグイス、オオルリ、カワセミ、オオヨシキリ、テン、イタチなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

7 伊達原鳥獣保護区

(1) 区域

十日町市地内の国道117号線羽根川橋を起点とし、ここから羽根川の右岸に沿って南東に進み、二ツ屋で県道新宮二ツ屋線に至る。同県道を南西に進み、船坂、池沢を経て野中で入間川に至る。ここから同川左岸に沿って北西に進み国道117号線入間川橋に至り、同国道を北東に進み起点を結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハイタカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

8 月不見の池鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市日光寺地内の日光寺三叉路を起点とし、県道湯川内梶屋敷停車場線を東に進み県道下出越線に至る。同県道を南西に進み、谷根を経て市道高谷根線に至る。ここから同市道を北西に進み、さらに市道月不見線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、名所八十八ヶ所や月不見の池のほか水田や杉林、雑木林を含み、ヒヨドリ、アオゲラ、キセキレイ、キビタキ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 妙高山鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市、妙高市所在国有林・上越森林管理署内10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、89、90、93の各林班及び97林班中へ、と、ち、り1、り2、ぬ1、ぬ2、る1、る2、る3、わ1、わ2、わ3、わ4、わ5、ロ6、ロ7、ロ8、ロ9、ロ10、ロ11、ロ12、ロ13、ロ14、ロ15、ハ1、ハ2、ハ3、ハ4の各小班の区域。並びに国有林28林班と県道杉野沢二俣線との交点のうち南部での交点を起点とし、ここから同県道を南に進み市道赤倉温泉1号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道赤倉温泉熊堂線との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道二俣赤倉温泉線との交点に至る。ここから同市道を西に進み県道関赤倉線との交点に至る。ここから同県道を南に進み県道妙高高原公園線との交点に至る。ここから同県道を南に進み国有林同管理署区29林班との交点に至る。ここから29林班と私有地との境界を北西に進み29林班と28林班の林班界との交点に至る。ここから28林班と私有地との境界を西に進み起点と結ぶ内部一円の区域。及び国有林同管理署区34林班と35林班との林班界が笹ヶ峰牧場と交わる地点を起点とし、ここから笹ヶ峰牧場境界に接する山道を南に進み県道妙高高原停車場笹ヶ峰線との交点に至る。ここから同県道を西に進み西野発電所に通ずる作業道との交点に至る。ここから同作業道を南に進み県道造林地内の遊歩道との交点に至る。ここから同遊歩道を西に進み旧清水沢発電所貯水池を経てトクサ沢に至る。ここからトクサ沢を南に進み関川に至り関川右岸を西に進み笹ヶ峰ダムに至る。ここから国有林同管理署区45、38、37、36、35の各林班と国有林外との境界を進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

多様な植生が混在する一帯で鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、特に国内希少野生動植物種、特別天然記念物に指定されているライチョウが生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、上信越高原国立公園（妙高地区）に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

10 大池鳥獣保護区

(1) 区域

上越市頸城区石神地内の市道大蒲生田線と県道浦川原犀潟停車場線との交点を起点とし、同県道を西に進み市道並木線との交点に至る。ここから同市道を北に進み県道長坂潟町停車場線との交点に至り、同県道を東に進み市道大蒲生田線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域の池・小池は、マガモ、コガモ、カルガモ等、カモ類の渡来地であり、多数の渡り鳥の休息地である。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

11 高田城跡鳥獣保護区

(1) 区域

上越市南城町地内の市道中田原高田公園線と市道高校前北通線との交点を起点とし、ここから市道高校前北通線を西に進み県道上越脇野田新井線との交点に至る。ここから同県道を北に進み県道高田停車場線との交点に至る。ここから同県道を東に進み市道西城町高土町線との三叉路に至る。ここから同市道を北東に進み市道北城高校南通線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道総合庁舎東本町線との交点に至る。ここから同市道を南に進み県道高田停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み市道中田原高田公園線との交点に至る。ここから同市道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、マガモ、カルガモ、コガモなどのカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な堀であり、高田公園内の憩いの場として自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

12 粟島鳥獣保護区

(1) 区域

岩船郡粟島浦村一円の区域。(ただし、海面を除く岩礁、小島を含む)

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地

イ 指定目的

当該地域は、粟島全体がオオミズナギドリ、ウミウの集団繁殖地、渡り鳥の休息地(中継地)として重要な地域であるとともに、ハヤブサの営巣も確認されている。オオミズナギドリ、ウミウなど海鳥の良好な繁殖地となっているため、鳥獣保護区に指定し、これらの海鳥の繁殖環境を保全する。

ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

13 お幕場鳥獣保護区

(1) 区域

村上市福田地内の国道345号線と県道塩谷福田線の交差点を起点とし、同県道を西北西に進み、市道塩谷線との交点に至る。ここから同市道を横切り、市道塩谷5号線に至る。同市道を西北西に進み、海岸線との交点に至る。同海岸線を北北東に進み、第2東防砂堤に至る。同防砂堤沿いに内陸に入り、港湾区域の境界に至る。同境界沿いに北北東に進み、臨港道路岩船港線との交点に至る。同道を北北西に進み、市道港16号線との交点に至る。同市道を東に進み、市道横新町線との交点に至る。同市道を東に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。同県道を南東に進み、国道345号との交差点に至る。同国道を南南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、低山帯ブナ林や混合林、砂丘地の防風林や低木林帯を含み、オオルリ、メジロをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 新田観音山鳥獣保護区

(1) 区域

見附市細越地内の市道細越石地庄川線と主要地方道見附尾線との交点を起点とし、同主要地方道を南東に進み市道細越1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み旧市営スキー場との境界線に至る。ここから北西に進み観音山山頂に至る。ここから観音山の山すそを北西に進み諏訪神社前の主要地方道見附尾線との交点に至る。ここから同主要地方道を北東に進み市道小栗山本町線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み新田公園と智徳寺所有地との境界線との交点に至る。同境界線を北東に進み通称「新田公園外の山」山頂に至る。ここから南北に延びる稜線を約100メートル南に進み、さらに南東に進み山崎興野町地内の市道細越石地庄川線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、見附市南東部の市街地に残された樹林帯であり、トビ、サシバをはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

15 御嶽山鳥獣保護区

(1) 区域

魚沼市(旧堀之内町)大字堀之内地内の県道町屋越後堀之内停車場線と市道西又3号線との交差点を起点とし、ここから同市道を南に進み、市道の終点に至る。ここから農道をさらに東へ進み、広域農道4号線に至る。ここから同農道を東に進み、魚沼市(旧小出町)との境界に至る。ここから同境界沿いに南に進み、栃原峠を経て、県道町屋越後堀之内停車場線に至る。ここから同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に近い里山でありながらブナ林など優れた樹林帯をはじめ沢筋や平地など変化に富む地形を持ち、サンコウチョウ、オオルリ、キビタキ等、森林性の鳥をはじめ、カワセミ、オオヨシキリ、キセキレイなど、また猛禽類のハイタカ、ノスリ、サシバ、大型哺乳類のニホンカモシカなど、多様な鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、併せて野生鳥獣への保護意識の啓発を通じて住民に身近な環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持と鳥獣の安定した生息環境の保持に留意する。

16 春日山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市地内の春日山城跡入口の県道春日山停車場春日山城線と市道春日山城線との交点を起点とし、春日

山神社の階段を登りそこから南へ進み市道白山神社蟹沢線に至る。ここから同市道を西に進み市道春日山城上正善寺線との交点に至る。ここから同市道を西に進み農道との交点に至る。ここから同農道を北に進み牛池新田地内の市道愛宕谷牛池線に至る。ここから同市道を南東に進み県道春日山停車場春日山城線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

春日山を中心とする周囲一帯は森林に生息する鳥類の繁殖地として重要な区域である。また、愛鳥モデル校（春日小学校）の自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じ環境教育の場の確保にも役立っている。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

17 柏崎鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市鯨波2丁目地内の前川河口を起点とし、前川をさかのぼり国道8号線に至り、同国道を東に進み、県道鯨波宮川線との交点に至る。同県道を南下し、川内部落手前の三叉路から水源地へ向かう市道13-6号線を進み、北陸自動車道との交点に至る。ここから西南西に直進で進み、大字谷根北端池田公園跡で谷根川に至る。谷根川を北へ下り日本海に至り、海岸線を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近くにもかかわらず、森林・河川・断崖・海岸と変化に富んだ環境があり、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

◎新潟県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成26年 7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
医療法人社団坂内小児科医院	三条市南新保1-3	精神通院医療	平成26年 7月 1日
岸薬局	長岡市千手1丁目2番21号	精神通院医療	平成26年 7月 1日

◎新潟県告示第1102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
オレンジ調剤薬局	長岡市上岩井6809	精神通院医療	平成26年7月1日
てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3丁目2番2号	精神通院医療	平成26年7月1日

◎新潟県告示第1103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
安江調剤薬局	上越市安江1-2-19	精神通院医療	平成26年6月1日

◎新潟県告示第1104号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	指定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	平成26年6月1日から 平成26年10月24日まで

◎新潟県告示第1105号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定による特定病院を次のとおり認定した。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	認定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	平成26年6月1日から 平成29年5月31日まで

◎新潟県告示第1106号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市森上字東平1196、1196の子、1236、1238、1239の1、1239の2、1240、1241、1251、1252、1255の1、1255の子、字巻の田1582の1、1582の2、1583、1583の4、1583の子、1584、1590から1593まで、1593の子、1594、1594の子、1595から1597まで、1598の1、1598の子、1598の丑、1599の甲、1599の甲子、1599の丙、1604の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1107号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市法音寺字上出40、40の子、41、42の1、42の3、47、50の1、50の2、51の2、52から54まで、85から87まで、89、90、91の1、字アツ沢平55から58まで、字苧安平60、61、63から65まで、字苧西平62、字木稼平66から69まで、字德利坂70から72まで、72の2、字小柳平73、字沢口80、82、字日影84の2、84の子、字愛宕山209、字鍛冶ヤ入213から223まで、226から228まで、字山ノ内237、字十二山258の1、字不動入672、673、藤原字元境内687、字左沢平692の1、田崎字城郡824

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1108号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷字上江乙426、乙427、乙429の1、乙430の1、乙456、乙457の1、乙457の乙、乙462の1、乙6598、字上平瀬乙648、乙704の1、乙705、乙706の1、乙707の1、乙708、乙709、乙710の1、

乙746、乙6602から乙6604まで、字切下シ乙6789から6791まで、乙6803

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年 7 月 15 日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
加茂市 加茂郷土地改良区	加茂郷土地改良区	維持管理事業	変更	平成 26 年 7 月 3 日	第 48 条

◎新潟県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 7 月 15 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 中条停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市水沢町 140 番 17 まで	新	(A) 8.9~31.2メートル	380.1メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市新栄町 1 番 2 まで		(B) 10.2~39.2メートル	238.5メートル
胎内市新栄町 3599 番 1 から 同市水沢町 140 番 17 まで	旧	8.9~31.2メートル	380.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重複

一部区間胎内市道新栄町・関沢線と重複

公 告

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成26年度クリーニング師試験を次の

とおりに実施する。

平成26年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成26年10月15日(水) 午前10時から

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁西回廊 大会議室

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識

(4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

平成26年8月25日(月)から9月8日(月)までとし、郵送による場合は、9月8日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 所管地域振興局健康福祉(環境)部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

郵送による受験申込みは、次号エについて受験資格を有する者であることを証する書類の原本を提出する場合のみとする。

また、書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真(出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの) 1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄(謄)本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

(4) 受験手数料

7,500円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

5 合格発表

平成26年11月14日(金) 午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉(環境)部において行う。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 7 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成26年 7 月16日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 7 号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 7 月15日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた章、条、項、号及び号の細目（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた章、条、項、号及び号の細目（以下「移動後章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削り、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項、号及び号の細目の表示並びに削除章等の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項、号及び号の細目の表示並びに追加章等の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物品等 特例政令第 2 条第 2 号に規定する物品等をいう。</p> <p>(4) 特定役務 特例政令第 2 条第 3 号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 5 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>2 予算執行職員は、前項に規定する審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>3 予算執行職員は、第 1 項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 施行令第167条の 5 第 1 項又は第167条の11第 2 項に規定する資格に関する文書</u>を入手するた</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 物品等 特例政令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する物品等をいう。</p> <p>(4) 特定役務 特例政令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(5) 一連の調達契約 特例政令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>2 予算執行職員は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>

めの手段

(一般競争入札の公告)

第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 (略)

(指名競争入札の公示等)

第6条 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 (略)

4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

(入札説明書の記載事項)

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) (略)

(6) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) (略)

(入札の方法)

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）は、財務規程第201条の2第1項（財務規程第214条において準用する場合を含む。）の規定により行うものと

(一般競争入札の公告)

第5条 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 (略)

(指名競争入札の公示等)

第6条 特定政令第7条に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 (略)

4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

(入札説明書の記載事項)

第8条 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) (略)

(6) (略)

(入札の方法)

第9条 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

する。	いう。)を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)は、財務規程第201条の2第1項(財務規程第214条において準用する場合を含む。)の規定により行うものとする。
2～4 (略)	2～4 (略)

附則

この規程は、平成26年7月15日から施行する。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年7月15日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

X線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月26日(金)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年7月22日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年7月31日(木)午後2時00分

新潟県立坂町病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、婦人科内視鏡手術システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年7月15日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

婦人科内視鏡手術システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月26日（金）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年7月25日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成26年7月30日(水)午前10時00分
新潟県立新発田病院 1階コミュニティルーム
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、泌尿器科内視鏡手術システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年7月15日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
泌尿器科内視鏡手術システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
-

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月26日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年7月25日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年7月30日(水)午前11時00分

新潟県立新発田病院 1階コミュニティルーム

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。